

伊那市準市民制度の創設について

令和3年3月23日
伊那市記者会見資料

1 目的

伊那市を応援いただける市外にお住いの方を準市民に認定し、交流を図りつつ継続して応援いただけることにより、本市の更なる発展に資することを目的にしています。

2 準市民の認定

準市民は、伊那市の発展に寄与した方、伊那市役所において勤務経験のある国職員や民間企業社員の方、伊那市へ高額私財を寄附した方などのうちから、市長が認定します。

また、準市民の皆さんには認定書を交付します

3 報償費等

伊那市から特別な依頼（講演会講師など）をした場合を除き、報償費は支給しません。

準市民には、「準市民用き章（タカトオコヒガンザクラの剪定枝を使用した木彫の桜のき章）」をお送りするとともに、伊那市政に関する情報の提供を行います。

4 制度開始日

令和3年2月10日

5 庶務

準市民に関する庶務は、企画部企画政策課において処理します。

【参考】準市民用き章
(現物を用意してあります。)

